

○湖南衛生組合管理者の職務を代理する職員を定める規則

昭和38年5月6日
規則第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第3項の規定により組合管理者の職務を代理する職員は次のとおりとする。

総務課長の職にある職員

付 則

[この規則](#)は、公布の日から施行し、昭和38年5月6日から適用する。

付 則(昭和43年3月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年8月16日から適用する。

付 則(昭和57年4月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月27日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。